**函館地区吹奏楽連盟 管楽器個人・アンサンブルコンクール審査内規**

第１条　この内規は、北海道管楽器個人コンクール・アンサンブルコンクール実施規定に基づき、函館地区大会の審査及び判定について定めるものとする。

第２条　審査員は原則として５名とする。

第３条　金・銀・銅の評価は、各審査員のＡ・Ｂ・Ｃの評価を別途に定める基準表により判定する。

第４条　代表の決定は、金賞を受賞した個人及び団体の中から次に定める基準によって決定する。

第４条の１　管楽器個人コンクールの代表決定

　１　審査員はＡ・Ｂ・Ｃの評価と６位までの順位をつける。

　２　１位が過半数に達した個人を代表とする。

３　２で１位が過半数に達しなかった場合、金賞を受賞した中で、順位の合計の少ない団体から代表を決定する。（１位～６位まで順位をつけ、順位に入らない個人はＡＢＣの評価にかかわらず７位として計算する。但し、参加者の多い場合はこの限りではない。）

４　３までの選考でも順位を決定出来ない場合は、審査員の意見を参考に理事長がこれを決定する。

第４条の２　アンサンブルコンクールの代表決定

１　審査員はＡ・Ｂ・Ｃの評価と代表数＋３までの順位をつける。但し、参加チームが２５団体以上の場合は、代表数＋５までの順位をつける。

２　代表順位（代表数が３団体のとき１位、２位、３位を審査員が代表として推薦したものとして同等の権利を有したと見なす）に○を印し、その数が過半数に達した団体の中から更に数の多い順に代表を決定する。

　（記入例）　①　②　③　４　５　６

但し、○の数が同点になった場合は、順位の合計の少ない団体から代表を決定する。

３　２で○が過半数に達しなかった場合、金賞を受賞した中で、順位の合計の少ない団体から代表を決定する。（１位～６位まで順位をつけた場合、順位の入らない団体はＡＢＣの評価にかかわらず７位として計算する。）

４　それでも同点のときは、該当団体同士の順位の比較により決定する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （例） | 審査員 | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ |  |
|  | 団体Ａ | １位 | ２位 | ３位 | ４位 | ５位 | ３対２で団体Ａが代表 |
|  | 団体Ｂ | ５位 | ３位 | ４位 | ２位 | １位 |

５　４までの選考でも順位を決定できない場合は、審査員の意見を参考に理事長がこれを決定する。

第５条　判定及び代表選考の最終決定は理事長が行う。

**金・銀・銅賞 判定基準表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金　賞 | 銀　賞 | 銅　賞 |
| ＡＡＡＡＡＡＡＡＡＢＡＡＡＡＣＡＡＡＢＢＡＡＡＢＣＡＡＡＣＣ | ＡＡＢＢＢＡＡＢＢＣＡＡＢＣＣＡＡＣＣＣＡＢＢＢＢＡＢＢＢＣＡＢＢＣＣＢＢＢＢＢＢＢＢＢＣＢＢＢＣＣ | ＡＢＣＣＣＡＣＣＣＣＢＢＣＣＣＢＣＣＣＣＣＣＣＣＣ |